

# 広報 ひんがし

第 35 号

発行所 黒崎町役場  
印刷所 小野塚印刷

## 就任のあいさつ

町長 森 清太郎



二月十二日清水町長より事務引き継ぎを受け、翌十三日黒崎町長に就任いたしました。前町長は四年間で偉大な業績を成し遂げられました。住民のためになる行政、住民の期待に応え、村民の真の幸福につながるよう努力されて参りました。その為の政治姿勢として清潔な政治、温い政治姿勢と政治、皆と話し合っ決めて行なう政治の三原則を一貫して守って来られました。広域行政をはじめとする一般行政、金銭では求め多くなれない大きな仕事を数多く完成されましたが実行の段階では常に前述の三原則をふまえて来られました。又前町長は英知英才の持ち主でいられます。私は浅学非才でございます。然し二代目の

町長として前町長の方針を受けつぎ過去四十年余の役場経験を生かし複雑多岐であり極めて困難な変動期を迎えている本町をよりよい方向づけをするため力の限りを尽し専心努力をする所存でございます。又、去る一月二十一日の村長選挙におきましては半数近い、ご批判を謙虚に受けとめて今後の行政に当りたいと存じます。町政執行につきましては到底私一人でやれるものではございません。議会をはじめ諸先輩の方々のご支援、ご協力、役場職員一丸となつての努力、住民の方々からのご援助、ご協力をいただいております。成果が得られるものと考えております。本県出身の田中總理誕生と共に日本海時代の夜明けがおとずれ、日本海時代の中心的役割をになう新潟県の更にその中心となる、新潟地域広域町村圏にある本町には高速道路をはじめとし、大きく変貌する要素の中にあつて想像以上の変化と多くの行政需要があることを念頭においてこれに対処していかねければなりません。町制

### 〈村の動き〉

1月 月末現在 (前月比)		
人 口	17,758	+35
男	8,721	+14
女	9,037	+21
世帯数	4,087	+14
1月 1日から 末日まで		
1月 1日 出生	11	40
1月 1日 死亡	4	28
1月 1日 結婚		
1月 1日 離婚		

施行一ヶ月が経ちました。本町は二つの顔をもっております。市街化を促進する面と農業を振興する面であります。この両面が円満に発展できるように、そして住民の方々が共に満足していただける政治を行ないたいというのが私の願いであります。以上所信の一端を述べて就任のあいさついたします。

## 退任にあたり

前町長 清水善夫



二月十二日で任期満了となり、町長を退任することになりました。生れた土地で医師として少しくも町のために努力したいと思つて医療に専念していましたが、医師として十分、町のために出来ないのになつて四年になりました。政治のこととは何一つ分らない私を町の

人達は本当によく助けていただき高速道路、新幹線、広域農道、広域行政による、し尿処理施設建設、保育所建設、指定金融機関の設置、政令指定を受けての消防署の設置、新都市計画法による線引き、そして黒崎町としての町制施行等々、この四年間は大変な時でした。医師と町長の仕事、どちら一つにしてもたいへんな仕事なのに、「二兎を追うものは一兎も得ず」ということを習った私が取って二兎を追う覚悟をしたものです。それを成しとげるためには体力のすべて、能力のすべてを出し切らなければならぬし、自分の体を壊すほどにやらなければならぬとも覚悟しました。初心を忘れずにやってきましたが住民の期待の万分の一にもお応えすることが出来なかつたことを申し分なく思つております。此の四年間は私の一生にとつて貴重なものとなりました。私は就任時住民の方々に一日一回は町のことを考えて下さいとお願いしました。私はこれから一日一回町のことを思つて、自分の今や言っていること、考えていること、言っていることが本当に町のためになるのかどうかを反省しながら生きたいと思つています。それが生を受けた町への恩返しでもあり、この四年間私を援助して下さい方々への恩返しだと思つたのです。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。

## 税務課より 申告しないと損

新築住宅の固定資産税が減額

◎新築住宅に対する固定資産税の減額申告書の提出について  
昭和四十五年一月二日から昭和五十年一月一日までの間に新築された専用住宅、又は併用住宅で人の居住の用に供する床面積が何れも一〇〇平方米以下であるとき所有者の申告により固定資産税が課されることとなった年度から三年度分に限り固定資産税額を二分の一に相当する額の減額する規定の適用を受けることができます。から該当する方は左に掲げる事項を記載した申告書をもとに三月十五日までに税務課にご提出下さい。

一、納税義務者の住所及び氏名又は名称  
二、家屋の所在、種類、構造、床面積  
三、家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日  
尚申告書用紙は税務課に備付けてありますからおいで下さい。

◎滞納税金を三月十五日までに完納下さい。  
三月は年度末でありますので昭和四十七年度分の町税を滞納している方は三月十五日までに完納して下さい。完納しないときは滞納整理簿に登載されて滞納処分を受けることとなりますからご注意ください。

◎昭和四十七年分所得税確定申告  
昭和四十八年度町民税申告書期限は三月十五日まで  
昭和四十七年分所得税確定申告並びに昭和四十八年度町民税申告書期限は三月十五日迄であります。申告会場に係員が申告納税相談に応じていますからおいで願います。